

# 特定非営利活動法人全日本愛瓢会定款(抜粋)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全日本愛瓢会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、一般市民に対し瓢箪の愛好、普及指導にあたり、瓢箪文化

芸術の向上に関する事業を行い、一般市民の充実した余暇活動、まちづくりの

推進および国際交流に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利

活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化芸術の振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、

次の特定非営利活動に係る事

業を行う。

- (1) 瓢箪の栽培、加工の指導普及に関する事業
- (2) 瓢箪の作品の展示会開催に関する事業
- (3) 瓢箪の古い歴史の調査に関する事業
- (4) 瓢箪作りの知識技能の向上に関する事業
- (5) 瓢箪に関する書籍、映像その他情報の整備に関する事業
- (6) 瓢箪に関わる国際交流および海外支援活動に関する事業
- (7) 瓢箪の栽培と加工指導者の育成に関する事業
- (8) 幼、小中高生に対する栽培加工の推進に関する事業
- (9) 瓢箪の美術館建設推進に関する事業
- (10) 瓢箪関連物品の販売等に関する事業
- (11) その他ひょうたんの受好普及に関する事業

### 第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は次の 4 種とし、運営会員、理事会員をもって特定非営利

活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

なお、運営会員と理事会員

を正会員という。

- (1) 通常会員 この会の趣旨に賛同し通常会費を納め入会した者
- (2) 理事会員 この会の趣旨に賛同し理事会費を納め会の運営に協力する者
- (3) 運営会員 この会の趣旨に賛同し運営会費を納

め会の運営に協力する者

(4) 名誉会員 理事会で推薦された者

(入 会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一 に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅した時。

(3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

---

## 全日本愛瓢会運営規則

(名 称)

第 1 条 定款第 54 条の規定による細則を定め、「全日本受瓢会運営規則」と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務所を事務局長宅に置く。

(会 費)

第 3 条

1. 通常会員 毎年 3000 円を納入する。
2. 運営会員 毎年 12000 円を納入する。
3. 理事会員 毎年 15000 円を納入する。

(支 部)

第 4 条

1. 本会に支部をおくことができる。

2. 支部は原則として都道府県を単位とする。

3. 支部は 10 名以上の会員で組織し、支部長を選任する。

4. 支部は文部名義の預金口座を設け、会計責任者を選任する。

5. 支部は 2 名以上の運営委員を選任する。

6. 本部は一括納入された会費の 1 割、瓢道位免許料の 2 割を支部活動費として補助する。

(役員)

第 5 条 定款に定める理事・監事の外次の役員を置く。

名誉会長	若干名
相談役	若干名
運営委員	若干名
瓢道位審議委員長	1 名
瓢道位審議委員	若干名
審査委員長	1 名
審査委員	若干名
技術開発委員長	1 名
栽培研究部長	1 名
工芸研究部長	1 名
技術開発委員	若干名
海外交流部長	1 名
種苗事業部長	1 名
瓢道位事務部長	1 名
支部長	若干名

(役員を選任)

第 6 条 本規則による役員は理事会に諮り運営委員会で承認する。

(役員の仕事)

第 7 条 運営委員は会の運営に関する事項を協議する。

(役員の仕事)

第 8 条 本規定による役員の仕事は 2 年とし再任を妨げない。

(事業)

第 9 条 本会は定款 5 条の外、次の事業を行う。

1. 通常総会は毎年 5～6 月に開催し会員相互の親睦をはかる。

2. 総会には展示会を開催し、会員の力作、優秀作品に表彰を行う。

3. 審査委員会を設け、審査規定に基づき出品の審査を行う。

4. 技術開発委員会を設け、栽培・加工の研究と普及をはかり研究部報を發行する。

5. 会報「愛瓢」は随時發行する。

6. 瓢道位制を設け、会員増強と財政の確保をはかり組織の強化を期す。

平成 20 年 10 月 21 日制定 平成 22 年 3 月 13 日改正 平成 25 年 9 月 14 日改正

-----

# 全日本愛瓢会 瓢道位制規定

## (第1条 目的)

1. 権威ある全日本瓢道位制度を確立する。
2. 瓢箪作り(加工を含む)の知識技能の向上を図る。
3. 全日本愛瓢会会員の増強と財政の確保をはかり以て本会の組織強化と親睦発展を期す。

## (第2条 瓢道位資格の取得方法)

1. 瓢道位は主として個人の申請に基づき、客観的数値方法により、その道位を決定することを原則とする。
2. この他、本会普及発展のため、特別の寄与貢献顕著なる場合は、審議委員会において相応の評価点を付与することが出来るものとする。
3. 各県支部長は、会員自身が記入する規定の「瓢道位申請書」を確認署名して、全瓢「瓢道位審議委員会」に提出する。
4. 全瓢「瓢道位審議委員会」はこれを審査し、「瓢道位」を決定し瓢道位名簿に登録する。

## (第3条 瓢道位審議委員会の構成)

1. 委員会の構成は、委員若干名とする。委員長は委員の互選とする。
2. 審議委員は会長が理事会にはかり、理事又は学識経験者の中より会長が委嘱する。
3. 任期は2年1期とし再任を妨げない。

## (第4条 瓢道位申請書) 付表 1-1 (新

規) 付表 1-2 (昇段)

(第 5 条 瓢道位制と選考基準点数及び免許料「寄付金」) 付表 2

(第 6 条 免状の発行と登録)

1. 免状は練士、教士、範士各課程の 3 段階とする。
2. 瓢道位登録簿に記載し登録する。
3. 免状の発行(名誉総裁、会長 署名) 発行回数  
年 1 回

(第 7 条 免許料「寄付金」は次のように区分し配分する。)

1. 瓢道位審議料 30% 一般会計へ
2. 瓢道位登録料 50% 瓢道位特別会計へ
3. 推薦手数料 20% 県支部へ(県支部で取りまとめ分について)

平成 24 年 8 月 11 日 一部改正

---

瓢道位制選考基準点数及び免許料

付表 2

称 号	瓢 道 位	資格取得点数	免許料(寄付金)	備 考
(練士課程) 瓢作りの知識、技能 を修得し、更に向上 課程にある者	練士初段	10～19点	10,000円	
	練士2段	20～29点	15,000円	
	練士3段	30～39点	20,000円	
(教士課程) 瓢作りの知識、技能 を習熟し、会員の指 導的立場に相応しい 者	教士4段	40～49点	25,000円	
	教士5段	50～59点	30,000円	
	教士6段	60～79点	40,000円	
(範士課程) 豊富なる経験と円熟 せる見識、技能、品 格を備え、本会の普 及発展に貢献しある 者	範士7段	80～89点	50,000円	
	範士8段	90～99点	60,000円	
	範士9段	100～119点	70,000円	
	範士10段	120点以上	80,000円	
(名 人)	鶴鳳名人	200点以上	100,000円	
	龍龍名人	250点以上	120,000円	
	玉勲名人	300点以上	150,000円	
追贈 退会者、物故者等に 対し過去の功労貢献 度顕著なる者	名誉名人	範士に準ず	免 許 ( )	
備 考			昇段の場合は 差額納付	



新規

瓢道位 段位 新規取得 申請書

付表 1-1

提出日 平成 年 月 日

申請者	所属支部	都道府県支部	住所
	氏名	ふりがな	
	生年月日	年 月 日	電話 FAX

審査時期 年1回 12月開催

項目	該当内容	単位点	明細	点数	備考		
全日本愛瓢会入会後の活動	全日本愛瓢会入会	10		10点	平成 年入会	申請者記入	
	入会後の経過年数 1年につき	2	年				
	展示会出品 1年(1回)につき	2	年				
	全日本展示会での入賞歴	秋篠宮賞、内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞	15	回			該当賞を○で囲む
		文部科学大臣賞、日本大瓢大賞、日本長瓢大賞	15	回			
		金賞(上記以外の名義賞)	10	回			
		銀賞	8	回			
		銅賞、努力賞、アイト賞、珍品賞など	6	回			
	その他の賞(佳作など)	4	回				
	無審査出品、審査員出品(榮譽賞、金光賞)	10	回				
	愛瓢、研究部報に投稿掲載	5	回				
	運営委員会・研究発表会での発表	3	回				
	全国大会総会出席	3	回				
	海外研修参加	5	回				
	役員経験	本部運営委員以上各役員	3				1年につき
本部審査委員、技術開発委員、瓢道位委員		3					
支部活動	県支部長及び三役	3			1年につき		
	地方展示会	金賞	5				
		銀賞	4				
		銅賞、努力賞、アイト賞、珍品賞など	3				
	奨励賞、その他の賞	1					
	報道機関掲載、出演(個人、団体)	5					
会員増強の為に尽力	5						
支部長推薦	栽培、加工の指導、普及	1~3			合計(最高)15点まで		
	支部主催の会合の出席状況	1~3					
	支部役員歴	1~3					
	各団体指導(学校、老人クラブ等)	1~3					
	瓢道位推進	5					
合計点				点			

(昇段の跳段は最大4段)

推薦書	上記のとおり推薦します	支部長氏名	印
-----	-------------	-------	---

全日本愛瓢会

## 昇段

## 瓢道位 段位 昇段取得 申請書

付表 1-2

提出日 平成 年 月 日

申請者	所属支部	都道府県支部	住所	
	氏名	ふりがな		電話
	生年月日	年 月 日	性別	男女

審査時期 年1回 12月開催

項目	該当内容	単位数	明細	点数	備考	
瓢道位取得後の活動	現在の段位		段	点	平成 年取得	
	段位取得後の会員年数 1年につき	2	年			
	展示会出品 1年(1回)につき	2	年			
	全日本展示会での入賞歴	秋篠宮賞、内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞	15	回		該当賞を○で囲む
		文部科学大臣賞、日本大瓢大賞、日本長瓢大賞	15	回		
		金賞(上記以外の名義賞)	10	回		
		銀賞	8	回		
		銅賞、努力賞、ア行イ賞、珍品賞など	6	回		
		その他の賞(佳作など)	4	回		
	無審査出品、審査員出品(栄誉賞、金光賞)		10	回		
		愛瓢、研究部報に掲載掲載	5	回		
		運営委員会・研究発表会での発表	3	回		
		全国大会総会出席	3	回		
	役員経験	海外研修参加	5	回		
		本部運営委員以上各役員	3			1年につき
		本部審査委員、技術開発委員、瓢道位委員	3			
	県支部長及び三役	3				
	支部活動	地方展示会	金賞	5		1年につき
			銀賞	4		
			銅賞、努力賞、ア行イ賞、珍品賞など	3		
奨励賞、その他の賞			1			
報道機関掲載、出演(個人、団体)			5			
会員増強の為に尽力	5					
支部長推薦	栽培、加工の指導、普及	1~3			合計(最高)15点まで	
	支部主催の会合の出席状況	1~3				
	支部役員歴	1~3				
	各団体指導(学校、老人クラブ等)	1~3				
	瓢道位推進	5				
合計点				点		

(昇段の跳段は最大4段 但し、名人は1段づつ)

推薦書	上記のとおり推薦します	支部長氏名	㊟
-----	-------------	-------	---

全日本愛瓢会